受注者・受託者の皆様

令和７年４月１日

中野区契約課契約係

現場技術者の専任合理化について

令和６年１２月１３日の建設業法一部改正の施行に伴い、主任技術者・監理技術者の専任合理化がされました。中野区発注工事における建設業法第２６条第３項第１号、第４項、第２６条の５における兼任の要件等については、以下のとおりとします。

１　主任技術者・監理技術者の専任工事現場の兼任要件

以下の要件をすべて満たすこと。

（１）請負金額が次の金額以下の工事であること。

１）建築工事

２億円未満

２）建築工事以外

１億円未満

（２）兼任する工事現場数が２工事現場以下であること。

（３）兼任する工事現場間の距離が１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

（４）兼任する工事の下請次数が３次までであること。

（５）監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置できること。

（６）施工体制を確認する情報通信技術の措置をすること。

（７）人員の配置を示す計画書の作成、保存をすること。

（８）現場状況の確認のための情報通信機器を設置すること。

※ 詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html）

２　営業所の専任技術者との兼任要件

以下の要件をすべて満たすこと。

（１）兼任する営業所の専任技術者が所属する営業所において締結された工事であること。

（２）請負金額が次の金額以下の工事であること。

１）建築工事

２億円未満

２）建築工事以外

１億円未満

（３）兼任する工事現場数が１工事現場であること。

（４）営業所と兼任する工事現場間の距離が１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

（５）兼任する工事の下請次数が３次までであること。

（６）監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置できること。

（７）施工体制を確認する情報通信技術の措置をすること。

（８）人員の配置を示す計画書の作成、保存をすること。

（９）現場状況の確認のための情報通信機器を設置すること。

※ 詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

（https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html）

【問合せ先】

中野区総務部契約課契約係

03-3228-8903（直通）